

府中市放課後ラーニング・サポートに係るサポーター等設置要項

(設置)

第1条 府中市立小学校及び義務教育学校前期課程（以下「学校」という。）に開設する放課後ラーニングサポートルーム（以下「らんさぽルーム」という。）において、子供の学びを支援するため、運営責任者及びサポーターを置く。

(資格及び委嘱)

第2条 運営責任者及びサポーターは、教育に係る識見と学習支援に必要な熱意を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 運営責任者及びサポーターの委嘱は、面接選考により行う。ただし、過去・現在において学校運営協議会委員、ゲストティーチャー、各種ボランティア等で学校支援に関わりのある者については学校長推薦または書類選考とする。また、近隣大学生で教授の推薦のある者については書類選考とする。

3 運営責任者及びサポーターとしてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めた場合は、任期中においても解職することができる。

(委嘱期間)

第3条 運営責任者並びにサポーターの委嘱期間は、委嘱した日から学年末終了日までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第4条 運営責任者は、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命を受け、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) らんさぽルームを利用する児童の学習支援
- (2) 教室管理及びサポーターの勤務日等の調整
- (3) 運営費及び教材費の執行
- (4) 運営状況・取組み内容等の教育委員会への報告（隔月）
- (5) 運営責任者会議等への参加

2 サポーターは、教育委員会及び運営責任者の命を受け、らんさぽルームを利用する児童の学習支援業務に従事する。

3 運営責任者及びサポーターの勤務日は、当該学校の授業日とする。

4 運営責任者及びサポーターは、授業日のほか、必要に応じて、研修を受けなければならない。

5 運営責任者及びサポーターは、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を活用して、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。

- (3) 信用を失墜する行為をしないこと。
- (4) 子供の権利に十分留意し、教育活動を通じて子供の創造性、自主性、協調性を育むように努めること。

(運営責任者及びサポーターの配置)

第5条 運営責任者の配置は、次により行う。

- (1) 配置人数1名
- (2) 当該学校の授業終了30分前から当該学校の通常勤務終了時刻までの間とする。ただし、必要に応じて勤務時間の割り振りについては、当該学校の校長の了承のもと、教育委員会の定めるところによる。
- (3) スポーツ安全保険に加入し、保険料は教育委員会が負担する。

2 サポーターの配置は、次により行う。

- (1) 配置人数3名～10名（学校規模による）
- (2) 当該学校の授業終了30分前から当該学校の職員の勤務終了時刻までの間とする。ただし、必要に応じて勤務時間の割り振りについては、当該学校の校長の了承のもと、教育委員会の定めるところによる。
- (3) スポーツ安全保険に加入し、保険料は教育委員会が負担する。

(報酬)

第6条 運営責任者の報償費は、1時間あたり1,600円とする（時間数に応じて端数が生じる場合は、15分ごとに400円として換算する。15分未満は切り捨てる）。サポーターの報償費は1時間あたり1,020円とする（時間数に応じて端数が生じる場合は、15分ごとに255円として換算する。15分未満は切り捨てる）。

2 サポーターの報酬は、広島県の最低賃金に準ずることとし、最低賃金が改定された翌年度に報償費へ反映する。

(交通費)

第7条 運営責任者及びサポーターの交通費は、次のとおり定める。

通勤距離	交通費	通勤距離	交通費
片道 2 km 以上 5 km 未満	1 0 0 円／日	片道 2 0 km 以上 2 5 km 未満	6 4 5 円／日
片道 5 km 以上 1 0 km 未満	2 1 0 円／日	片道 2 5 km 以上 3 0 km 未満	7 9 0 円／日
片道 1 0 km 以上 1 5 km 未満	3 5 5 円／日	片道 3 0 km 以上 3 5 km 未満	9 3 5 円／日
片道 1 5 km 以上 2 0 km 未満	5 0 0 円／日	片道 3 5 km 以上	1, 0 8 0 円／日

- 2 主な通勤方法が自動車の場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により勤務した場合により計算する。
- 3 主な通勤方法が鉄道の場合は、その乗車に要する運賃を支給する。
- 4 主な通勤方法が徒歩及び自転車の場合は、交通費を支給しない。
- 5 運営責任者及びサポーターは、主な通勤方法や居住地等に変更があり、支給額に変更が生じる場合には、速やかに申し出なければならない。

(業務日誌)

第8条 運営責任者並びにサポーターは、業務日誌により勤務状況を常に明らかにしなければならない。

(安全管理)

第9条 運営責任者は、児童の出席状況を確認し、安全管理に努め、けがや体調不良等の児童が発生した場合等は、速やかに当該学校と連携を図り、保護者へ連絡する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、らんさぼルームの運営に関して必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。